

令和元年度第7回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年10月10日（木）午後1時30分 から 午後3時00分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	13番	水柿	重壽
委	員	1番	赤城	美子
		2番	柴	保
		3番	吉田	隆一
		4番	高島	敏男
		5番	齊藤	秀樹
		6番	水越	修一
		7番	竹内	善美
		8番	宮山	繁治
		9番	小島	栄
		10番	飯島	新九郎
		12番	坂入	進
		14番	國府田	喜久男
		15番	栗島	菊雄
		16番	稲見	くに子
		17番	飯泉	孝
		18番	栗島	和子
		19番	谷島	悦夫
		20番	鳩貝	英子
		21番	小野田	勝男
		22番	関口	均
		23番	吉原	一雄
		24番	齊藤	一弥

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 39 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 40 号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 41 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 42 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 43 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 45 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

4、報告

- 報告第 31 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 32 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第 33 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

5、農業委員会事務局職員

事務局長	山形 浩之
次長兼農地調整課長	田所 秀一
農地調整課庶務調整グループ副参事	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	倉持 寿和
農地調整課庶務調整グループ主事	堀江 孝明

6、会議の概要

議 長

只今より令和元年度第7回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、23名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、本日は全員出席であります。

会議書記に、農業委員会事務局の山形局長、田所次長、菊地副参事、渡邊係長、倉持主任、堀江主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、18番・栗島和子委員と19番・谷島委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第39号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号8番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号8番は、18番議席・栗島和子委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時38分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第39号、農地法第3条の規定による許可について、令和元年10月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号8番、譲受人：筑西市上野、譲渡人：筑西市藤ヶ谷、申請土地の表示：藤ヶ谷字西田、台帳地目：田、現況地目：田、面積：1,613㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,737㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：2,167a、従農者数：4(3)、譲渡人の経営面積：40a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委 員

15番、栗島です。

8番についてご報告申し上げます。譲受人は、大規模農家であり、総会の議案にもたびたび名を連ねる方で、規模拡大をするということです。一方、譲渡人は規模縮小ということであり、問題ないかと思われま。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 39 号、受付番号 8 番を採決いたします。

議案第 39 号、受付番号 8 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 39 号、受付番号 8 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、8 番議席・栗島和子委員の除斥を解きます。

午後 1 時 41 分 解除

つづいて、受付番号 2 番から 7 番及び、9 番から 24 番を審議いたします。
議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

1 番、保留になります。

2 番、筑西市関本上、筑西市関本下、関本分中字西館、畑、畑、255 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 828 m²、売買、72a、2(2)、14a。

3 番、つくば市二の宮、筑西市宮後、宮後字東原、畑、畑、110 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,619 m²、売買、1,364a、2(2)、16a。

4 番、筑西市茂田、筑西市茂田、茂田字日月、畑、畑、2,426 m²、外 1 筆、2 筆、合計面積 2,924 m²、売買、1,536a、6(3)、11a。

5 番、筑西市関本下、筑西市関本下、関本下字島、田、田、2,340 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 5,477 m²、使用貸借、0a、1(1)、2,404a。

6 番、筑西市寺上野、福岡県筑紫野市天拝坂、東石田字西原、畑、畑、626 m²、売買、322a、1(1)、6a。

7 番、筑西市幸町二丁目、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字谷中、畑、畑、4,553 m²、売買、116a、5(2)、10a。

9 番、筑西市中上野、筑西市中上野、中上野字下谷添、田、田、1,014 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,954 m²、贈与、同一世帯、6(4)、133a。

10 番、筑西市松原、筑西市内淀、桑山字九番耕地、畑、畑、991 m²、賃貸借、34a、7(2)、272a。

11 番、筑西市松原、筑西市内淀、桑山字拾六番耕地、畑、畑、809 m²、賃貸借、34a、7(2)、61a。

12 番、筑西市松原、筑西市内淀、内淀字塔之内、畑、畑、941 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,763 m²、賃貸借、34a、7(2)、229a。

13 番、筑西市小栗、筑西市小栗、小栗字次郎丸、畑、畑、945 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,406 m²、使用貸借、12a、3(1)、19a。

14 番、筑西市小栗、筑西市蓬田、小栗字稻荷、田、田、1,892 m²、使用貸借、12a、3(1)、93a。

15 番、筑西市小栗、筑西市小栗、小栗字仲町西、畑、畑、542 m²、売買、12a、3(1)、19a。

16 番、筑西市小栗、筑西市小栗、小栗字権現、畑、畑、1,002 m²、売買、12a、3(1)、45a。

17 番、筑西市旭ヶ丘、筑西市川澄、川澄字本田、田、田、875 m²、賃貸借、0a、4(1)、30a。

18 番、東京都大田区北千束三丁目、筑西市女方、女方字大道東、畑、畑、952 m²、外3筆、合計4筆、小計面積3,073 m²、売買、0a、2(1)、198a。譲渡人がもう1人いらっしゃいます。筑西市女方字三才、畑、畑、2,003 m²、合計面積5,076 m²、賃貸借、0a、2(1)、198a。

19 番、筑西市川澄、水戸市上国井町、大関字宮北、田、田、4,945 m²、売買、2,990a、5(4)、312a。

20 番、筑西市栗島、筑西市栗島、掉ヶ島字掉ヶ島、田、田、9,216 m²、贈与、同一世帯、6(5)、581a。

21 番、筑西市東石田、筑西市東石田、寺上野字白裕、畑、畑、1,939 m²、外11筆、合計12筆、合計面積23,613 m²、一括贈与、0a、2(2)、236a。

22 番、桜川市真壁町飯塚、筑西市藤ヶ谷、辻字西原、畑、畑、1,301 m²、売買、84a、1(1)、109a。

23 番、筑西市下野殿、筑西市藤ヶ谷、辻字西原、畑、畑、1,301 m²、売買、456a、2(2)、109a。

24 番、筑西市飯島、栃木県小山市大字栗宮、飯島字久保、畑、畑、145 m²、外4筆、合計5筆、合計面積1,203 m²、売買、1,453a、3(3)、43a。

25 番、保留になります。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

栗島菊雄
委員

15番、栗島です。

2番と5番を報告いたします。2番ですが、譲受人が譲渡人より梨畑として借りているところであり、売買にいたりました。問題ないかと思われま。次に5番ですが、譲受人は大規模農家経営者であり、法人化したための使用貸借であります。問題ないかと思われまますが、皆様のご審議をお願いいたします。

- 議長 3番をお願いします。
- 齊藤秀樹
委員 5番、齊藤です。
3番と6番と9番についてご報告いたします。先日、書類審査後、電話で確認いたしました。まず3番ですが、受人は周辺の土地を購入して規模拡大を図られている方です。渡人の方は離農を考えているということで売買にいたりしました。続いて6番ですが、受人は、障害のある人たちが農業をしている法人であり、規模拡大を図りたいということでした。一方、渡人は遠方で管理ができないということで売買にいたりしました。続きまして9番ですが、親子間の贈与でありますので何ら問題ないと思います。以上、皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。
- 議長 4番をお願いします。
- 宮山繁治
委員 8番、宮山です。
4番についてご報告いたします。こちらは、売買になります。9月27日に書類審査し、後日、本人に確認いたしました。譲受人は大規模農家の方でありまして、譲渡人の方とは近所ということで売買にいたりしました。許可相当と思われます。皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。
- 議長 7番をお願いします。
- 栗島和子
委員 18番、栗島です。
7番、22番、23番について、ご報告いたします。9月27日に書類審査を行いました。7番につきましては、後日、電話で本人に確認したところ、間違いのないことでした。また、22番、23番につきましても、後日、電話で確認したところ、申請に間違いのないことでした。皆様の更なるご審議をお願いいたします。
- 議長 10番をお願いします。
- 吉原一雄
委員 23番、吉原です。
10番、11番について、ご報告いたします。
この案件につきましては、いわゆる賃貸借の関係でありまして、受人におかれましては、すでに麦の栽培等もこの土地で行い始まっているという状況でございました。渡人の方2名ともに確認いたしました。書類に何ら問題ないことのでございましたので、許可相当と判断いたしました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。
- 議長 12番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

5番、齊藤です。

12番について、ご報告いたします。受人の方は、10番、11番の議案と同じ方でして、内容につきましても吉原委員のご報告とすべて同じということになりますが、受人の方が農地を探しておりまして、渡人の方々にお願いをして賃貸借をさせていただいたということでありました。何ら問題はないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。

議長

13番をお願いします。

飯島
新九郎
委員

10番、飯島です。

13番、14番、15番、16番について、ご報告いたします。書類審査をし、後日、本人に確認をいたしました。4件ともに受人の方は同じで規模拡大、また渡人の方は規模縮小したいということであり、許可相当かと思われまます。更なる皆様のご審議をお願いいたします。

議長

17番をお願いします。

柴保
委員

2番、柴です。

17番、19番について、ご報告いたします。去る27日に書類確認をし、後日電話で確認をとりましたが、17番につきましても、規模拡大ということで何ら問題ないかと思われまます。次に、19番であります、受人は何年か前からこの土地を耕作しており、このたび、公社との売買にいたりまました。こちらでも規模拡大で何ら問題ないと思われまます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

18番をお願いします。

吉田隆一
委員

3番、吉田です。

18番について、ご報告いたします。この案件につきましても、譲受人が同じ人から買い受け、新規就農ということでありまます。審査した結果問題なく許可相当と思われまます。皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議長

20番をお願いします。

國府田
喜久男
委員

14番、國府田です。

20番、24番について、ご報告いたします。27日に書類審査、確認をいたしました。20番につきましても、同一世帯で親子でありますので、許可相当かと思われまます。次に24番ですが、こちらは相続した土地を耕作ができないということで、譲受人の方に売買するというに決まっただということであり、許可相当かと思われまます。皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議長

21番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

5番、齊藤です。
21番について、ご報告いたします。書類審査後、電話で確認いたしました。こちらは親子の一括贈与ということで何ら問題ないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第39号、受付番号2番から7番及び、9番から24番を採決いたします。
議案第39号、受付番号2番から7番及び、9番から24番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第39号、受付番号2番から7番及び、9番から24番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案40号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第40号、農地法第4条の規定による許可について、令和元年10月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1番、申請人：筑西市舟生、申請土地の表示：舟生字上木有戸、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：339㎡、転用目的：農家住宅。

申請地は、県道筑西三和線の西側約30m、筑西市関城支所の北側約1.7kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、転用の許可を得ずに、昭和55年頃から農家住宅の敷地として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請にいたっており、申請書に始末書が添付されております。なお、農業振興地域整備計画における農家住宅への変更の申出がなされており、除外見込の通知が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

竹内善美
委員

7番、竹内です。

1番についてご報告いたします。先日、書類審査の後、現地確認及び本人に電話で確認いたしました。農家住宅ということで、何ら問題ないと思われま。皆様方の更なるご審議をお願いいたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第40号を採決いたします。

議案第40号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第40号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第41号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第41号、農地法第5条の規定による許可について、令和元年10月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、譲受人：筑西市藤ヶ谷、譲渡人：筑西市関館、申請土地の表示：藤ヶ谷字藤野、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：476㎡、契約内容：売買、転用目的：自己住宅。

申請地は、筑西市立関城体育館の西側約283m、飛行場通りの東側約202mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内の借家にて妻と子の4人で生活を送っておりますが、現居住地から近い土地であれば生活環境も変わらず、生活基盤の確立を図れるとのことから、新たな住宅を建築する計画となっております。

2番、千葉県野田市木間ヶ瀬、筑西市田宿、松原字台山、畑、畑、2,200㎡、賃貸借、太陽光発電設備。譲渡人がもう一名おります。埼玉県越谷市大成町、松原字台山、畑、畑、1,040㎡、合計2筆、合計面積3,240㎡、賃貸借、太陽光

発電設備。

申請地は、筑西市あけの元気館の北側約741m、県道つくば真岡線の西側約231mに位置する広がりのある農地の第1種農地並びに農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。主として第1種農地以外の土地を使用する場合の許可要件となっております。申請者は、太陽光発電事業等を営む法人であり、太陽光発電設備を設置するにあたり、申請地が適地と判断し、申請にいたっております。

3番、東京都豊島区巢鴨一丁目、筑西市梶内、木戸字宮本、畑、畑、929㎡の内333㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道谷和原筑西線の西側約133m、常総線黒子駅の南側約1kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。既存施設の拡張による場合の許可要件となっております。申請者は、太陽光発電事業等を営む法人であり、太陽光発電設備を設置するにあたり、申請地が適地と判断し、申請にいたっております。

4番、筑西市辻、筑西市木戸、梶内字上屋敷、畑、雑種地、134㎡、外1筆、合計2筆、合計面積618㎡、売買、駐車場。

申請地は、県道谷和原筑西線沿い、常総線黒子駅の南側約907mに位置する農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、筑西市内で会計事務所を開設しております。今後、事業を展開する上で住宅兼事務所に隣接する土地に、駐車場を設ける必要があることから、申請にいたっております。

5番及び6番は関連しておりますので、続けてご説明させていただきます。

5番、筑西市向川澄、筑西市向川澄、横塚字堂東、畑、田、98㎡、売買、資材置場。譲渡人がもう1名おります。筑西市向川澄、横塚字堂東、畑、田、2,020㎡、合計2筆、合計面積2,118㎡、使用貸借、資材置場。

6番、筑西市向川澄、筑西市向川澄、向川澄字村東、畑、田、1,583㎡、使用貸借、資材置場。

申請地は、国道50号線の北側約141m、協和中央病院の南西側約689mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。6戸連担が確保できます。申請者は、建設業を営む法人であります。今般、土木工事等の新たな事業を展開する予定であり、既存の敷地では手狭であることから、新たな資材置場を設けるべく、申請にいたっております。

7番、筑西市飯島、栃木県小山市大字栗宮、飯島字久保、畑、畑、637㎡、外2筆、合計3筆、合計面積718.65㎡、売買、資材置場。

申請地は、水戸線玉戸駅の北東側約926m、国道50号線の西側約668mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内で建築業を営んでおります。今般、事業所内の既存の置場では手狭であることから、事業所に隣接する土地に新たな資材置場を設けるべく、申請にいたっております。

8番、結城市新福寺二丁目、栃木県小山市大字栗宮、飯島字久保、畑、畑、467㎡、外1筆、合計2筆、合計面積489㎡、売買、自己住宅。

申請地は、水戸線玉戸駅の北東側約 979m、国道 50 号線の西側約 609m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在市外の借家にて妻と子の 3 人で生活しておりますが、子の成長に伴い借家では手狭となってきたこと並びに申請地が実家に近く、その上住み慣れた土地であり、住環境が良いことから、新たな住宅を建築すべく申請にいたっております。

9 番、栃木県河内郡上三川町大字上三川、筑西市舟生、舟生字上木有戸、畑、畑、499 m²、贈与、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の西側約 26m、筑西市立関城支所の北側約 1.67 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在県外の借家にて生活しております。今般、新たな住宅を建築すべく申請に至っております。なお、農業振興地域整備計画における自己住宅への変更の申出がなされており、除外見込の通知が出されております。

10 番、東京都千代田区丸の内一丁目、筑西市樋口、樋口字水無、畑、畑、4,366 m²の内 2,987.87 m²、地上権、太陽光発電設備。

申請地は、国道 294 号線の東側約 93m、真岡市立久下田小学校の南側約 255m に位置する農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、太陽光発電事業等を営む法人であり、太陽光発電設備を設置するにあたり、申請地が適地と判断し、申請にいたっております。

11 番、筑西市成井、筑西市鷺島、成井字北原、畑、畑、756 m²、売買、貸駐車場。

申請地は、筑西市立明野中学校の南西側約 475m、県道下妻真壁線の北西側約 550m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、土木工事業を中心に営む法人であり、隣接地に事務所を設けております。今般、受注の増加による事業拡大に伴い、既存の駐車場に事務所を増築する計画があります。また、従業員の増加を見込んでいるため、新たな駐車場を設けるべく計画するものです。なお、農業振興地域整備計画における貸駐車場への変更の申出がなされており、除外見込の通知が出されております。

12 番、筑西市八田、筑西市八田、八田字八田西、畑、宅地、330 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 449 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県道高田筑西線沿い、筑西市立河間小学校の北東側約 745m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、転用の許可を得ずに自己住宅の敷地として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請にいたっております。なお、申請書に始末書が添付されております。

13 番、東京都町田市相原町字大戸、筑西市藤ヶ谷、辻字西原、畑、畑、1,273 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 3,819 m²、売買、資材置場及び駐車場。

申請地は、茨城県企業局県西水道事務所の南側約 385m、飛行場通りの東側約 566m に位置する農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。申請

者は、太陽光発電事業及び土木工事業を営む法人であります。業績が順調に伸びており、市内外に置場を設けておりましたが、既存の敷地では手狭となってきたために、新たな資材置場兼駐車場を設けるべく計画するものです。

14番、筑西市蓮沼、筑西市蓮沼、蓮沼字西原、畑、畑、1,146㎡、売買、車両置場。

申請地は、国道50号線の南東側約144m、協和中央病院の南側約254mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内で自動車整備業を営む法人であり、隣接地に事務所を設けております。今般、既存の置場では手狭であることから、新たな車両置場を設けるべく申請にいたっております。なお、農業振興地域整備計画における車両置場への変更の申出がなされており、除外見込の通知が出されております。

15番、筑西市小川、筑西市布川、上平塚字堀角、畑、畑、2195㎡、外1筆、合計2筆、合計面積3,386㎡、売買、駐車場。

申請地は、筑西市立下館総合体育館の北西側約791m、県道結城二宮線の東側約362mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内で運送業を営む法人であり、隣接地に事業所を設けております。今般、業績も安定し事業拡大を図っており、既存の駐車所では手狭となってきたために、新たな駐車場を設けるべく計画するものです。なお、農業振興地域整備計画における駐車場への変更の申出がなされており、除外見込の通知が出されております。

16番、栃木県宇都宮市宿郷一丁目、結城市大字鹿窪、布川字天神、畑、畑、1,369㎡、賃貸借、浸透池。譲渡人がもう1名おります。結城市大字鹿窪、布川字天神、畑、畑、1,398㎡、合計2筆、合計面積2,767㎡、賃貸借、浸透池。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約1.69km、県道舟玉川島停車場線の東側約496mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。既存施設の拡張による場合の許可要件となっております。申請者は、県外で不動産業を営む法人です。市内に太陽光発電施設を所有しておりますが、施設の近隣の農地所有者から、雨水対策を求められており、それを改善する目的で浸透池を設けるべく計画するものです。なお、農業振興地域整備計画における浸透池への変更の申出がなされており、除外見込の通知が出されております。

17番、東京都品川区旗の台五丁目、筑西市小川、小川字五所館、山林、畑、991㎡、売買、駐車場及び資材置場。

申請地は、県道結城二宮線の北側約253m、県道真岡筑西線の南西側約1.48mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、都内に本社を置くプラスチック加工業を営む法人であります。今般、市内に事業所を建築しましたが、既存の敷地内に従業員用駐車場兼資材置場を確保できず、今後、事業を展開する上で必要不可欠であることから、事業所に隣接する土地に設けるべく、申請に至っております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

竹内義美
委員

7番、竹内です。

1番、9番、13番についてご報告いたします。まず1番につきましては、自己住宅ということですが、譲受人の方が、現在アパートに住んでおり、今の住まいの近くに建築したいということで、申請にいたりしました。何ら問題ないと思いますが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。続いて9番ですが、譲受人は譲渡人の孫にあたる方です。現在は県外に住んでおりますが、育ったところに来たいということで、孫に贈与し住宅を新築したいということでありました。何ら問題ないと思いますが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。続いて13番ですが、譲受人は太陽光の業者であり資材置場と駐車場ということで、現地確認後、電話で確認しました。問題ないと思いますが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

5番、齊藤です。

2番についてご報告いたします。先日、書類審査、現地確認並びに電話での確認をいたしました。内容といたしましては、事務局説明のとおりになるのですが、現地確認をしてきましたところ、周辺では太陽光発電が設置されておりました。また、土地は耕作放棄地となっており、周りの山林と合わせて太陽光発電設備にするとのことでした。渡人も有効活用してもらえればとおっしゃっていました。問題はないかと思われまます。皆様方の更なるご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

議長

3番をお願いします。

齊藤一弥
委員

24番、齊藤です。

3番、4番についてご報告いたします。まず3番につきましては、2ヶ月位前に隣接する土地で太陽光発電の申請がありました。譲渡人、譲受人共に同一の方でした。事務局の説明によりますと、第1種農地と第3種農地が混在していたために、2度に分けての申請となり、前回の工事完了を待って今回の申請となりました。続いて4番ですが、譲受人はこの土地の左側の隣接地で会計事務所を新築いたしました。それに伴いまして、駐車場がほしいということです。この土地なのですが、通称、旗竿敷地と言われるものでして、出入口部分が狭く奥が広いというものでして、農地としては非常に使い道が悪いものでございます。3番、4番につきまして許可相当と思われまます。皆様方の更なるご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

議長

5番をお願いします。

稲見

16番、稲見です。

くに子
委員

5番、6番についてご報告いたします。10月1日に、書類審査及び現地確認を行いました。また、渡人である方とお会いし、お話を聞きました。受人と渡人は親子、また、親戚の関係です。受人は土木の工事などを行っており、現地を資材置場として使用したいとのことです。また、資材置場として使用するには道路が狭く大きな車が入れないということで、道路も少し広げたいとのことです。何ら問題はないかと思われませんが、更なる皆様方のご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

議長

7番をお願いします。

関口均
委員

22番、関口です。

7番、8番についてご報告いたします。先月27日に書類審査をし、現地確認を行いました。共に同一場所であり、渡人も同一人であります。7番につきましては、建築業をしており、既存の置場では手狭になったためとのことでした。またこの土地は、会社のすぐ南側であります。また、8番につきましては、自己住宅ということであり、問題はないと思われます。以上、7番、8番につきまして許可相当と思われます。皆様方の更なるご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

議長

10番をお願いします。

宮山繁治
委員

8番、宮山です。

10番についてご報告いたします。太陽光発電設備における地上権設定ということでございます。9月27日に書類審査、現地確認をし、後日、本人確認いたしました。受人につきましては、電話で間違いないと確認をとりました。所有者につきましては、自宅訪問し、5年位前から親との継続ということによって決まっていたとのことで、了承しておりますので許可相当と思われます。皆様の更なるご審議のほどをお願ひいたします。

議長

11番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

5番、齊藤です。

11番についてご報告いたします。書類審査、現地確認、本人確認いたしました。こちらの土地は、事務所のわきの土地でありまして、駐車場にしたら使い勝手がいいのではないかと、見てとれました。貸駐車場としてということではありますが、社長である方が会社に貸すということであったので、問題はないかと思われます。皆様の更なるご審議のほどをお願ひいたします。

議長

12番をお願いします。

柴保
委員

2番、柴です。

12番についてご報告いたします。去る27日に書類審査の後、現地確認をしてまいりました。渡人ではありますが、3年位前までりっぱないちご経営を行っておりましたが、高齢のために仕事ができなくなったということで、売買にいたったということでございます。許可相当と思われまます。皆様の更なるご審議のほどをよろしくお願いいいたします。

議長

14番をお願いします。

小島栄
委員

9番、小島です。

14番の案件についてご報告いたします。去る10月1日に、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様と書類審査、現地確認をし、電話での確認をしました。譲受人は、自動車整備業を営んでおり、現在の敷地は、駐車場と資材等で手狭なので、資材置場を設置するそうです。事務局説明のとおり事務所と工場が隣接するため許可相当と思われまます。皆様の更なるご審議のほどをよろしくお願いいいたします。

議長

15番をお願いします。

吉田隆一
委員

3番、吉田です。

15番、17番についてご報告いたします。15番につきましては、受人は、市内の大きな運送屋さんであり、現在の駐車場が狭くなったということで、隣接地を買い受け、新たな駐車場を設けたいということでございましたので、問題ないかと思われまます。次に17番につきましては、受人は、市内に新たに事業所を建築したのですが、現在の敷地では狭く、従業員用駐車場と資材置場を確保できないということで、隣接地を買い受け、設置したいということでございます。こちらにつきましても問題はないかと思われまます。皆様の更なるご審議のほどをよろしくお願いいいたします。

議長

16番をお願いします。

関口均
委員

22番、関口です。

16番についてご説明いたします。先月27日に書類審査をし、その後、現地確認をいたしました。現地は、太陽光の隣の畑で、雑草が生い茂ってました。渡人の2人とも10年位前までは、耕作をしていたそうです。しかし病気になったりなどして、できなくなってしまいました、という話でした。また、受人の太陽光をされている方は、耐水の問題で苦情があるということで、この2人の土地に浸透池を作って解決するという事です。許可相当と思われまます。更なる皆様のご審議をお願いいいたします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 41 号を採決いたします。

議案第 41 号、受付番号 1 番及び、3 番から 12 番、並びに 14 番、16 番、17 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数。よって議案第 41 号、受付番号 1 番及び、3 番から 12 番、並びに 14 番、16 番、17 番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

つづいて、議案第 41 号、受付番号 2 番、13 番、15 番は、30 a を超える農地転用事案となります。

受付番号 2 番、13 番、15 番を許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 41 号、受付番号 2 番、13 番、15 番は、原案どおり許可相当として農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

次に、議案第 42 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第 42 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和元年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：筑西市鷺島、申請土地の表示：鷺島字南門、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：262 m²、現況：住宅敷地。

申請地は、筑西市立烏羽小学校の南南東側約 488m、県道下妻真壁線の西北西側約 675m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

2 番、埼玉県八潮市緑町二丁目、辻字西原、畑、宅地、38 m²、住宅敷地。

申請地は、筑西市立関城中学校の北側約 2.14 km、飛行場通りの西側約 98m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

3 番、筑西市小栗、小栗字三本木、畑、宅地、423 m²、住宅敷地。

申請地は、県道岩瀬二宮線の南側約 579m、県道つくば真岡線の東側約 295m に位置する土地です。平成 6 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

4 番、筑西市三郷、三郷字徳永前、畑、宅地、342 m²、物置。

申請地は、JR 水戸線新治駅の東北東側約 418m、県道つくば真岡線の東側約 35m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

5 番、筑西市谷中、谷中字谷中西、畑、宅地、236 m²、住宅敷地。

申請地は、県道真岡筑西線の南側約 76m、国道 294 号線の西側約 644m に位置する土地です。平成 11 年には、農地ではないとして「課税証明書」を添付し、証明願が出されております。

6 番、筑西市落合、落合字富士、田、宅地、123 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 397 m²、住宅敷地。

申請地は、県道岩瀬二宮線の南側約 720m、県道高田筑西線の西側約 443m に位置する土地です。昭和 53 年には、農地ではないとして「家屋所在証明書」を添付し、証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

齊藤秀樹
委 員

5 番、齊藤です。

1 番についてご報告いたします。現地を確認してまいりました。その際、敷地として長年使用してきたことが確認できました。同行した、農業委員、推進委員共に、妥当ということで合意いたしました。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

2 番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

24 番、齊藤です。

2 番についてご報告いたします。こちらの土地ですが、現在宅地になっておりまして、敷地の角といいますか、門柱から入りますと左側に住宅、右側にプレハブの建物があります。その間に細長く、この 38 m²がどういう訳か、残っております。農地として、もちろん使い道になりませんし、20 年以上経過しているということで許可相当と思われまます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

3 番をお願いします。

飯島 新九郎 委 員	<p>10 番、飯島です。</p> <p>3 番についてご説明いたします。10 月 1 日に書類審査した後、協和地区の農業委員、農地利用最適化推進委員全員で現地を確認いたしました。書類等に問題なく、またこの土地は 25 年位前に建てられ、現在住んでいる方もおり、非農地証明を発行してもよいのではないかと思います。皆様の更なるご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>4 番をお願いします。</p>
小島栄 委 員	<p>9 番、小島です。</p> <p>4 番の案件についてご報告申し上げます。去る 10 月 1 日に、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様と、書類確認後、現地調査を行いました。現場には物置があり、航空写真からも分かるとおり 20 年以上前から同様の状態のため、非農地証明を発行しても問題ないかと思います。皆様の更なるご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>5 番をお願いします。</p>
宮山繁治 委 員	<p>8 番、宮山です。</p> <p>5 番についてご報告いたします。9 月 27 日に書類審査、現地確認いたしました。こちらは既に住宅敷地として、20 年経過しているということで、許可相当と思われます。皆様の更なるご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>6 番をお願いします。</p>
柴保 委 員	<p>2 番、柴です。</p> <p>6 番についてご報告いたします。こちらは、地目が田となっておりますが、落合地区ではもっともやわらかい底がないような田んぼでありまして、盛土をし住宅を建ててしまったということで 20 年以上経過をしております。非農地証明、許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>調査委員の報告は、以上でございます。</p> <p>ご質疑がありましたら、お願いします。</p>
委 員	<p>「異議なし」</p>
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>議案第 42 号を採決いたします。</p> <p>議案第 42 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。</p>

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 42 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 43 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、1 番議席・赤城委員、2 番議席・柴委員、15 番議席・栗島菊雄委員、は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後 2 時 40 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事より説明いたします。

議案第 43 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和元年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをご覧ください。

農用地利用集積計画・総括表になります。契約開始日が令和元年 12 月 1 日となります。現況地目は田、畑でございます。設定区分ごとに合計を朗読させていただきます。なお、更新分につきまして、34 ページ 116 番は、受人の方が死亡されたため、除いた件数で集積計画を定めます。はじめに、新規につきまして。3 年未満、契約件数 2 件、筆数 3 筆、面積 10,391 m²。3 年以上 6 年未満、契約件数 8 件、筆数 17 筆、面積 43,222 m²。6 年以上 10 年未満、契約件数 3 件筆数 4 筆、面積 3,911 m²。10 年以上契約件数 14 件、筆数 54 筆、面積 75,596 m²。新規の合計、契約件数 27 件、筆数 78 筆、面積 133,120 m²。次に更新になります。3 年未満、契約件数 6 件、筆数 14 筆、面積 34,258 m²。3 年以上 6 年未満ですが、こちらが変更となっております。契約件数 86 件、筆数 195 筆、面積 376,525 m²。6 年以上 10 年未満、契約件数 11 件、筆数 18 筆、面積 22,463 m²。10 年以上、契約件数 49 件、筆数 147 筆、面積 204,793 m²。更新の合計ですがこちらが変更になります。契約件数 152 件、筆数 374 筆、面積 638,039 m²。総合計が変更になりまして、契約件数 179 件、筆数 452 筆、面積 771,159 m²となっております。移転については 0 件でございます。詳細につきましては、議案書の 16 ページから 19 ページまでが新規分、20 ページから 40 ページまでが再設定分の詳細になります。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ご質疑がありましたら、願います。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 43 号を採決いたします。

議案第 43 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 43 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」を決定することに、決しました。

ここで、1 番議席・赤城委員、2 番議席・柴委員、15 番議席・栗島菊雄委員、の除斥を解きます。

午後 2 時 44 分 解除

議長

次に、議案第 44 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事より説明いたします。

議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、令和元年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和元年 12 月 1 日となります。現況地目は田、畑でございます。更新分はありませんので、新規の 10 年以上のみになります。契約件数 10 件、筆数 36 筆、面積 55,838 m²となっております。詳細につきましては、43 ページから 44 ページまでとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ご質疑がありましたら、願います。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 44 号を採決いたします。

議案第 44 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利

用集積計画の決定（農地中間管理事業）について」賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第 44 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」を決定することに、決しました。

次に、議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事・農政課野口補佐より説明いたします。

議案第 45 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、令和元年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。内容につきましては、農政課より説明があります。

農政課の野口と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第 45 号について説明させていただきます。47 ページにあります農用地利用配分計画（案）総括表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用配分計画（案）を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会でご審議をお願いするのものです。今回、茨城県農地中間管理機構を介した貸付に関しましては 12 月 1 日が契約開始日でございます。現況地目は田、畑となっておりますが、合計のみ朗読させていただきます。6 年以上 10 年未満の契約につきましては、件数 2 件、筆数 8 筆、面積 8,074 m²でございます。10 年以上の契約につきましては、件数 10 件、筆数 36 筆、面積 55,838 m²でございます。よって合計は、契約件数 12 件、筆数 44 筆、面積 63,912 m²でございます。次ページの 48 ページから 49 ページは明細でございます。詳細の読上げは省略させていただきます。農用地利用配分計画（案）についての説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

議 長

只今、説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願ひします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結い

たします。

議案第 45 号を採決いたします。

議案第 45 号は、原案どおり農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 45 号は原案どおり、農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、決しました。

次に、日程第 4、報告第 31 号から第 33 号を、事務局より説明願います。

事務局

田所次長より、説明いたします。

報告第 31 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和元年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。

報告第 32 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、令和元年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。アパート敷地 1 件、自己用住宅 2 件、倉庫 1 件、合計 4 件です。

次に、報告第 33 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和元年 10 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は 37 件です。以上でございます。

議長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和元年度第 7 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和元年 10 月 10 日

議 長

署名委員

署名委員